

茨城工業高等専門学校危機管理規程

平成20年9月30日
制 定

(目的)

第1条 この規程は、茨城工業高等専門学校（以下「本校」という。）における自然災害及び人為的原因による災害等の危機の防止並びに発生時の対応（以下「危機管理」という。）に関し必要な事項を定め、もって本校の危機管理を総合的かつ計画的に推進し、教育研究活動の実施を確保することを目的とする。

(危機管理の基本原則)

第2条 危機管理は、次の基本原則に従って行わなければならない。

- (1) 本校の教職員、学生等及び本校を訪れる外来者の生命並びに身体の安全を図ること。
- (2) 本校の財産の保全及び情報セキュリティの確保を図ること。
- (3) 本校の土地、建物その他工作物及び設備の防護、復旧に万全を期すること。
- (4) 本校の信頼性の確保を図ること。

(校長の責務)

第3条 校長は、本校全体の危機管理に関し総括するとともに、各副校長、各系長、各部長、各センター長及び事務部長（以下「副校長等」という。）を指揮監督する。

(副校長等の責務)

第4条 副校長等は、それぞれの所掌に係る危機管理について、連携して、必要な措置を講じなければならない。

(教職員の責務)

第5条 教職員は、一致協力して危機管理に当たるとともに、校長及び副校長等が実施する危機管理に関する措置に従わなければならない。

(連絡及び招集)

第6条 教職員は、危機が発生したとき又はそのおそれがあるときは、迅速に副校長等に連絡しなければならない。

- 2 連絡を受けた副校長等は、その規模及び程度に応じて、関係教職員を招集しなければならない。
- 3 前2項の連絡及び招集の方法等は、別に定める。

(危機管理マニュアル)

第7条 専攻科、各系、各部、各課、各委員会等（以下「部署」という。）は、本校において想定される危機管理を的確に行うため、危機管理のガイドラインに従って危機管理マニュアルを作成する。

- 2 危機管理のガイドラインについては、別に定める。

(リスク管理室)

第8条 本校に、危機管理体制の維持、向上及び管理の推進に資するためリスク管理室を置く。

- 2 リスク管理室に関し必要な事項は、別に定める。

(危機対策本部)

第9条 校長は、危機が発生し、又は発生するおそれがある場合で、特に必要があると認めるときは、危機対策本部（以下「対策本部」という。）を設置する。

2 対策本部に関し必要な事項は、別に定める。

(関係機関との連携)

第10条 本校は、危機管理が総合的かつ有機的に実施されるよう、平素から関係行政機関、地方公共団体等と密接な連携を図るものとする。

(秘密保持の義務)

第11条 本校の教職員は、危機管理に関して知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(雑則)

第12条 この規程に定めるもののほか、危機管理に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成20年9月30日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年5月24日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年3月9日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。